

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の分限に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
条例 第 3 号

改正 令和 2 年 2 月 7 日 条例 第 1 号

令和 5 年 2 月 3 日 条例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 22 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定により、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手續)

第 2 条 企業長は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は前条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を越えない範囲内において、休養を要する程度に応じて企業長が定める。ただし、その期間が 3 年に満たない場合には、その休職を命じた日から引き続き 3 年を越えない限度において、これを更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに懲戒を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び同項ただし書の規定の適用については、同項本文中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」と、同項ただし書中「3 年を超えない限度」とあるのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。

第 4 条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者に対しては、その休職の期間中別に条例で定めるもののほかいかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第 5 条 企業長は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、取り消された日にその職を失う。

(委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月7日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する

附 則 (令和5年2月3日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(降給に関する経過措置)

2 当分の間、伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年伊那市条例第39号)

附則第15項の措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

3 前項の降給の処分は、同項に掲げる措置の適用により給料月額が異動することとなった旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。